

平成 28 年 1 月 29 日

会 員 各 位

(一社) 山口県 L P ガス協会

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉そくによる 一酸化炭素中毒事故の防止について（お願い）

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長及び山口県消防保安課長より、L P ガス販売事業者に対し、下記事項について周知要請がありました。これは、住宅塗装工事において、ガス機器の給排気部の閉塞によって、不完全燃焼（一酸化炭素中毒）や異常燃焼（機器破損）などのガス事故の増加が懸念されたことによるものです。

記

- 一般消費者に対して建物外壁の塗装工事等が行われている最中又工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用すること。

ご承知のとおり、ガス機器の給気・排気部を閉塞したまま機器を使用した場合、機器の着火・爆発や異常燃焼による機器の破損のほか、酸素不足による酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者が死に至る事例が発生しております。

ガス事業法及び高圧ガス保安法に基づく事故報告によれば、住宅塗装工事においてガス機器の給排気部の閉塞による不完全燃焼（一酸化中毒）や異常燃焼（機器破損）などのガス事故が、平成 21 年から平成 26 年までの 6 年間で計 121 件（うち中毒 3 件、酸欠 1 件）発生している。最近では、平成 24 年で 11 件から、平成 25 年では 27 件、平成 26 年は 36 件、平成 27 年は 12 件（9 月末現在）の事故が発生しております。

上記を踏まえ、経済産業省は今般液化石油ガス販売事業者等に対し周知要請するとともに、併せて、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長に対して下記事項について協力依頼を行ったところです。

記

- 養生を行う場合は、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
- やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまでは絶対にガス機器を使用しないよう、住人への周知を徹底すること。
- 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。